

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報の取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

飯塚市長

## 公表日

令和6年8月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	物価高騰影響を特に受ける低所得世帯に対して、臨時的な措置として、令和5年度の住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金給付金(1世帯当たり7万円)を支給する事務である。 当該給付金の支給を申請した者がその支給要件に該当するか判定するために必要となる範囲において、各情報保有機関と情報提供ネットワークを介して市町村民税(特別区民税を含む。)に関する情報を照会し、提供する。
③システムの名称	税情報システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、同法別表の百三十五の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号、同法別表の百三十五の項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活応援臨時対策室
②所属長の役職名	生活応援臨時対策室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所: 福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1314~1316)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 生活応援臨時対策室 住所: 福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1926)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、同法別表第一の百の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第73条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、同法別表第一の百一の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第74条	事後	
令和5年2月10日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	内線1953	内線1926	事後	
令和5年2月10日	II しいき値判断項目 1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和5年2月10日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和3年12月10日時点	令和5年2月10日	事後	
令和5年2月10日	II しいき値判断項目 2.取扱者	令和3年12月10日時点	令和5年2月10日	事後	
令和5年2月10日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和5年8月25日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部 臨時特別給付金対策室 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1926)	福祉部 生活支援課 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1203)	事後	
令和6年3月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して臨時的な措置として、令和3年度の住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金を支給する事務である。  当該給付金の支給を申請した者がその支給要件に該当するか判定するために必要となる範囲において、各情報保有機関と情報提供ネットワークを介して市町村民税(特別区民税を含む。)に関する情報を照会し、提供する。	物価高騰影響を特に受ける低所得世帯に対して、臨時的な措置として、令和5年度の住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金給付金(住民税非課税世帯(1世帯当たり7万円)を支給する事務である。  当該給付金の支給を申請した者がその支給要件に該当するか判定するために必要となる範囲において、各情報保有機関と情報提供ネットワークを介して市町村民税(特別区民税を含む。)に関する情報を照会し、提供する。	事後	
令和6年3月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署名	福祉部臨時特別給付金対策室	福祉部生活応援臨時対策室	事後	
令和6年3月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	臨時特別給付金対策室長	生活応援臨時対策室長	事後	
令和6年3月28日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部 生活支援課 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1203)	福祉部 生活応援臨時対策室 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1926)	事後	
令和6年3月28日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月10日	令和5年12月1日	事後	
令和6年3月28日	II しいき値判断項目 2.取扱者 いつ時点の計数か	令和5年2月10日	令和5年12月1日	事後	
令和6年7月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、同法別表第一の百一の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第74条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、同法別表の百三十五の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	
令和6年7月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムとの情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号、同法別表第二の百二十一の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	番号利用法第19条第8号、同法別表の百三十五の項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条	事後	